

# 国立大学法人東京農工大学学長の業務執行状況の確認について

平成27年7月10日

学長選考会議決定

平成27年10月15日

一部改正

平成29年3月27日

一部改正

令和4年3月23日

一部改正

令和5年5月23日

一部改正

## 1. 趣旨

国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議規程第2条第4号及び国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第9条の2に基づき国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)が行う学長の業務執行状況の確認について、次のとおり定める。

## 2. 実施時期等

- (1) 学長選考・監察会議は、学長の任期が1年を経過した後、2年を経過するまでの間に、学長の業務執行状況を確認する。
- (2) 学長選考・監察会議は、(1)に基づく学長の業務執行状況の確認を円滑に行うために、毎年度4月から7月の間に学長との意見交換の機会を設けるものとする。

## 3. 実施方法

2の(1)に定める業務執行状況の確認については、以下のとおり実施する。

- (1) 次にあげる学長の業務の執行状況について、学長から書面による自己申告を求め、当該書面に基づき学長から意見聴取を行う。
  - 1) 学長就任時に作成した学長のアクションプラン(学長選考・監察会議の求めにより、学長候補者選考の際に掲げた選考理由を踏まえて学長が作成し提出したもの)に対する業務の執行状況
  - 2) 大学を取り巻く諸課題等に対応するための業務の執行状況
- (2) 学長の業務執行に関して、監事による監査結果報告書を活用するとともに、必要に応じて監事から意見を聴取する。
- (3) 学長の業務執行に関して、業務の実績に関する報告書等を活用する。
- (4) (1)から(3)までの内容を総合的に勘案して学長の業務執行状況を確認する。

## 4. 意見具申

学長選考・監察会議は、3の(4)の結果、業務執行状況に問題点等が存在する場合は、学長に対し確実な業務執行を具申する。

## 5. 公表の取扱い

学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認の結果を公表する。

## 6. 留意事項

1から5までのほか、学長の業務執行状況の確認に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

また、学長選考・監察会議委員の任期が学長の任期より短いことを考慮し、学長候補者選考時の議論・判断等に関する情報が適切に引き継がれ、業務執行状況の確認にあたって支障が生じないよう留意する。